

やまなみに抱かれ

いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

いくさか『村づくり』計画

平成23年度～27年度

犀川の朝霧のように村民の希望が^か翔け昇る^{さと}郷 いくさか

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～7
	（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	（2）協働事業の拡充及び推進	
	（3）公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～40
◆	総務部会◆	8～18
	（1）議会運営	
	（2）常勤特別職の配置・給与	
	（3）財政	
	（4）行政運営・職員給与	
◆	住民部会◆	18～27
	（1）村の収入・財源確保	
	（2）高齢者福祉	
	（3）介護保険	
	（4）障がい者福祉	
	（5）児童福祉	
	（6）福祉医療給付	
	（7）社会就労センター	
	（8）保健医療	
	（9）国民健康保険	
	（10）国民健康保険税	
	（11）後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	
	（12）歯科診療所	
	（13）環境保全	
	（14）やまなみ荘	

◆振興部会◆	27～33
(1) 土木関係	
(2) 林務関係	
(3) 下水道事業	
(4) 簡易水道事業	
(5) 商工振興	
(6) 観光事業	
(7) 都市との交流事業	
(8) 農業振興	
(9) シルバーセンター	
◆教育部会◆	33～39
(1) 学校教育事業	
(2) 社会教育事業	
(3) 公民館事業	
(4) 文化財保護事業	
(5) 保健体育事業	
(6) 各施設運営事業	
(7) 子育て支援事業	
◆各部会連携事業◆	39～40
(1) 定住対策	
(2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強	
(3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(4) 集落の活性化対策	
6 村の財政状況（資料）	41～45
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	
7 各事業の評価予定（資料）	46～49

1 計画更新にあたり

生坂村は、清き犀川の流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉の山並み、森の恵みの高津屋森林公園、大空へいざなうスカイスポーツ公園など、山紫水明の豊かな自然、村を守ってきた赤地藏、金戸山百体観音、数百年の生命を紡いできた乳房イチョウと観音堂などの歴史文化遺産、おやき、おにかけ、干し柿などの食文化等々の財産を背景にして、先人達の努力により守り育まれてまいりました。

生坂村第4次総合計画を策定し、日岐宮の上団地、CATV・光伝送路設備、学校給食施設、高齢者生活福祉センター、保育園、児童館・生涯学習施設、やまなみ荘の増改築等の社会資本を整備してきました。また、中学生まで医療費無料化などの子育て支援、元気塾、健康応援隊等による高齢者の介護予防、山清路巨峰のブランド化や新規就農者研修制度等による農業振興、村営バスの運営改善等のソフト面の充実も進め、一定の成果を上げてまいりました。しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行、医療、福祉、教育の体制強化、産業振興など喫緊に対応しなければならない課題に直面しております。

これらの課題の解決をめざして、昨年度より10年間の村の基本的な施策方針となる「生坂村第5次総合計画」の基、1年が経過しました。この計画を基礎に「いくさか村づくり計画」を実施計画として、「福祉の村づくり事業」「子育て支援事業」「産業振興事業」「地域活性化対策等事業」の重点事業により、若者定住化施策による人口維持、将来を担う子供たちへの支援、医療体制の強化による健康な暮らしの継続、福祉の充実による高齢者などの生活の安定、特産品開発等による自主財源の確保などを重点施策として進めてまいります。

みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくりによりまして「犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 いくさか」に愛着と誇りを持ち、地域の絆を大切に、支え合い守り育てていこうという責任感を共有していただき、さらなる村民の皆様との協働による村づくりをお願いする次第でございます。

生坂村第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

2 村づくりのための基本構想 (平成 22 年度～平成 31 年度)

- ◎ 将来像 やまなみに抱かれ いつまでも
 楽しく暮らせる未来を創り出す村
- ◎ キャッチフレーズ 犀川の朝霧のように村民の希望が
 ^か翔け昇る郷 ^{さと} いくさか

美しい自然の中で、村民が健康に恵まれ、先人が築いた伝統を基に、村への愛着と夢を抱いて、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村をめざすことを将来の姿とします。

また、計画に掲げる全ての施策は人を礎とするものであり、当村の人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、福祉・子育て支援の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持等に努めていきます。

(1) みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり

- 1) 元気な暮らしを守ります [保健・医療・保険]
- 2) 全ての人にやさしい村をつくります [福祉]
- 3) 子どものすこやかな育成を応援します [子育て]
- 4) あらゆる危害から村民を守ります [安全・安心]

(2) 生涯わくわく学び続けられる村づくり

- 1) 子どもの心を育みます [学校教育]
- 2) 生涯にわたり学びの機会を提供します [社会教育]
- 3) スポーツに親しむ環境をつくります [スポーツ]
- 4) 一人ひとりを大切にします [人権尊重]
- 5) 古の遺産を学び伝えます [歴史、伝統、文化の継承]

(3) 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- 1) 安心して暮らせる生活基盤をつくります〔生活基盤の整備〕
- 2) 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

平成 21 年度に策定した、上記の生坂村第 5 次総合計画で示された基本構想は、平成 22 年度から平成 31 年度までの村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めてあります。

この「村づくり計画」は、基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

本村の人口は減少を続けており、昭和 50 年度に 3,362 人であったものが平成 17 年には 2,160 人となり、この 30 年間で 1,202 人 (35.8%) 減少しています (国勢調査人口)。

なお、国勢調査を基準とした推計値による、平成 21 年 4 月の人口は 2,000 人になっています。世帯数もこの 30 年間一貫して減少しており、昭和 50 年の 889 世帯から平成 17 年には 759 世帯となり、130 世帯 (14.6%) 減少しています。また、1 世帯当たりの人員は、同じ 30 年間に 3.78 人から 2.85 人に減少しており、世帯の核家族化が進行しています。今後の人口見通しは、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法に基づいて算出した数値に基づいて推計すると、目標年度の平成 31 年度には 1,641 人となる見込みです。

◎人口見通し

区分	国勢調査							推計値		
	昭和 50	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	初年度	中間	目標年度
	(1975)	(1980)	(1985)	(1990)	(1995)	(2000)	(2005)	平成 22 (2010)	平成 26 (2014)	平成 31 (2019)
総人口	3,362	3,142	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,967 ※1,953	1,821	1,641
男性	1,650	1,547	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	973	901	813
構成比	49.1	49.2	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	49.5	49.5	49.5
女性	1,712	1,595	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	994	920	828
構成比	50.9	50.8	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	50.5	50.5	50.5
15歳未満	691	548	448	360	329	288	227	198	175	148
構成比	20.6	17.4	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	10.1	9.6	9.0
15～64歳	2,156	2,039	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	1,019	925	823
構成比	64.1	64.9	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	51.8	50.8	50.2
65歳以上	515	555	590	675	777	834	800	750	721	670
構成比	15.3	17.7	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	38.1	39.6	40.8

※ 平成 22 年国勢調査速報

4 協働による村づくりの推進

村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人では、できないことを家族や地域の取組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民の皆さんと行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えております。

そして、その為にも区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討協議をさせていただき村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関しまして、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握させていただく中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めてまいります。

(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を把握し、その内容を月1回庁内で検討協議を行い、迅速に対応していきます。

平成20年度より実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、今年度到新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度の活用により、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。

集落再編成については、地区からの要望により、行政区の再編成などの検討も必要となってきます。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、さらに『地域発 元気づくり支援金事業』を取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で10事業、団体申請事業で8事業を申請しました。今後は採択されやすい団体申請事業を増やし、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在行われている主な協働事業

- ・中山間地域直接支払い事業
- ・環境保全事業
- ・元気塾
- ・配食サービス
- ・おてんま（道路舗装・除草等）
- ・高津屋森林公園周辺整備
- ・児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）の運営
- ・子供の安全確保
- ・文化財の保護
- ・農地・水・環境保全向上対策事業
- ・民有林整備

イ 平成 22 年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

◎ 村申請事業

- ・いくさかYOU&Iサポーターツアー
- ・生坂村のじじばば元気だー事業
- ・生坂“もっとecoッコ”どんぶりランド事業
- ・いきいきはつらつセミナー
- ・切捨て間伐かたつけて安心事業
- ・地域でやらず「おてんま道」事業
- ・真剣に農家をめざす人支援します
- ・元気な生坂人発掘隊事業
- ・たけのこ取り物語
- ・オラとこの宝（文化）を見て知ってくれや
- ・木育 木っ好（もくいく キッズ）

◎ 団体申請事業

- ・クリーンアップ小立野（小立野楽笑会）
- ・地域で育てよう子どもの心ーおはなしでひろがる つながる 事業

（生坂おはなしの会 おむらいす）

- ・河童の住める川を取り戻そう（牛沢河童と蝙蝠の会）
- ・STOP！！荒廃化事業（生坂村農業公社）
- ・どぶろく造りでびんびん事業（生坂村農業公社）
- ・本気な農園探検隊ガイド事業（草尾おもてなし向上委員会）
- ・生坂村全国へ発進（生坂村観光協会）
- ・地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業（生坂村観光協会）
- ・金戸山百体観音整備事業（金戸山百体観音保存会）

（3）公の施設の管理

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

平成 20 年度から、活性化センター及び南部交流センターの施設管理について、指定管理先と度重なる協議を行いました。この結果、平成 22 年度から維持管理費について精査し、年間委託料を定め、委託料を管理先に支払い、実状にあった施設管理を行います。また、平成 21 年度に老朽施設検討委員会を設置し、平成 21・22 年度における検討結果は次のとおりです。

旧南小学校体育館	当面現状
旧北小学校校舎・体育館	平成 22 年度に旧施設を取り壊し、文化財資料館「山清路の郷資料館」を建設した。
旧北部保育園	今後、旧施設を取り壊し、公園施設として整備する予定。
卒塔坂教員住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用する。
ファミリースポーツパーク	平成 22 年度にドラゴンコースターが危険なため、取り壊し今年度にかけて、テニスコート・遊具・マレットゴルフ場・クラブハウス等を改修または整備する予定。
旧歯科診療所・商工会	現施設を利用し書庫として利用する。
旧校長住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用する。
下生坂東部第 2 住宅	平成 21・22 年度に旧施設を取り壊し、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」を建設し運営を始めた。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成16年12月定例議会で議員提案され、平成17年5月改選時から12人から10人に減員されました。人口規模からみても、さらに減員をするべきとの声もあり、議会内で検討を続けてきました結果、平成20年9月定例会で議員定数を8人とすることを決定し、平成21年4月の選挙から実施しました。

イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会に出席し、議員の資質の向上に努めるとともに、平成21年度は村民（正副区長）との懇談会及び、学校との懇談会を行いました。今後、さらに色々な団体や新規就農者等の皆さんとの懇談会を計画しています。また、議会独自で事業評価を行い、行政視察研修での良い事例を生坂村でも反映されるよう、研究・検討していきます。平成23年3月18日には、提案文書を村長に提出しました。

村政に関する課題及び村民の意見を把握し、村民の付託に答えるとともに、議員活動についても村民の皆さんに説明していきます。

ウ 議会の議員の報酬

報酬については、平成14年度から19年度までは暫定的に2～10%の減額をしてきましたが、平成20年度は条例の本則を変え、今までの暫定的な削減より手当も含めた年間の支給額で低くなる額となりました。また、平成20年度までの減額状況は次の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	17年度		18年度		19年度		20年度から
	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により
議長	290	8	267	10	261	10	261	267
副議長	217	8	200	10	196	10	196	200
委員長	197	8	182	10	178	10	178	182
議員	195	8	180	10	176	10	176	180

(条例の額の変更により、手当を含めた総額は減ることになります)

平成20年度の条例改正（議員定数の減）により、議員の人件費が663万6千円程削減となりました。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、平成14年度から19年度まで10%～30%減額してきました。平成16年度は機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の3名となりました。

つづいて、平成19年度には、法改正で助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり、総務課長が会計管理者を兼ね、今年度からは副村長を置かず、新たに会計管理者を置いています。また、平成23年度までの常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：％・千円)

職名	条例	18年度		19年度		20年度	23年度
	金額	減率	金額	減率	金額	条例改正により	
村長	775	20	620	30	543	645	
助役	641	16	539				
副村長	641			24	488	547	設置せず
収入役	604						
教育長	543	11	484	12	478	500	

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

なお、平成 19 年度までの減額は、期間及び減額率を定めた特例措置でしたが、平成 20 年度からは、長野県の 5,000 人未満の町村の平均報酬額を考慮し条例の給料額を減額改正しました。この改正により、給与、手当等で平成 19 年度に比べ 52 万 5 千円程削減となり、退職金の年相当額で 107 万 7 千円程度支給額が減ります。

また、平成 22 年度人事院勧告により、村長、副村長、教育長の期末手当を 0.15 月引き下げました。さらに、今年度は副村長を置かない為、人件費が 1,000 万円程度削減されます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

これまでの交付税の収入実績を見ると、年々、減収傾向をたどってきましたが、平成 20 年度では交付税の算定費目として、新たに「地方再生対策費」が追加され、また「頑張る地方応援プログラム」による特別交付税措置などにより、増収となっています。

平成 21 年度からは社会情勢に伴う地方税の減収や経済対策として、新たな交付税の算定費目が追加され、地方財源の確保が図られてきました。この措置は、今年度においても、「地域活性化・雇用等対策費」として引き続き、措置されることとされており、平成 25 年度まで普通交付税の需要額に加算されることとしています。

しかし、普通交付税は、人口と面積による包括算定として「新型交付税」に代表されるように、国勢調査の人口が各費目で大きく反映されることから、平成 22 年度の村の国勢調査の結果においては、人口が大きく減少となっており、実質的な算定基礎そのものが縮小しています。

これらの状況から、今後の地方交付税の見通しでは、「地方交付税の状況」次の表のとおり）国の経済対策等により、一定の財源措置が見込まれていますが、今後、普通交付税、特別交付税ともに、年々減収していくことが予想されます。

地方交付税の状況（15～22年度実績、23～27年度見込）

（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	（左記のうち）	
			普通交付税	増減額
15年度	12億1,107	▲1億2,293	10億9,641	▲8,785
16年度	11億6,263	▲4,844	10億2,935	▲6,705
17年度	11億4,723	▲1,539	10億5,368	2,432
18年度	11億2,345	▲2,378	10億1,617	▲3,750
19年度	11億2,869	+524	10億1,078	▲539
20年度	11億8,417	+5,548	10億5,957	+4,879
21年度	11億9,994	+1,577	10億6,830	+873
22年度	12億4,683	+4,689	11億3,356	+6,526
23年度	11億5,600	▲9,083	10億7,600	▲5,756
24年度	11億4,000	▲1,600	10億6,000	▲1,600
25年度	10億9,800	▲4,200	10億2,800	▲3,200
26年度	10億5,600	▲4,200	9億8,600	▲4,200
27年度	9億9,600	▲6,000	9億2,600	▲6,000

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況においては、歳入面では地方税は減収となるものの、交付税は、国の経済対策や財源措置により今年度まで安定した収入が見込まれています。平成25年度以降は、現時点、国の財源措置は見込まれておらず、人口規模に応じて、年々減少していくものと考えられます。また、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には、村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続して実施していくこととします。

- ・歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小）
- ・繰上返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制

- ・村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- ・財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）

ウ 今後の財政見通し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、特に地方交付税では、新たに導入された「新型交付税」や「地方再生対策費」、また「地域活性化・雇用等臨時特例費」による算定を加味し、歳出では予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から平成27年度までの財政状況をシミュレーションした結果、平成27年度まで財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要とする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は41～45ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施されていますが、この法は施行年次が定められた時限立法であり、平成21年度が期限とされていましたが、平成22年度に同法を改正し過疎対策事業債の対象事業として地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等に関するソフト事業が加わり、法の施行年次も6年間の延長となりました。この法改正により、当村では平成22年度より事業を実施できるよう、8月末に長野県と協議を行い、9月の定例会で議会の議決を得て過疎対策債を財源とした事業を実施しています。また、今回の事業よりソフト事業も過疎対策債の対象となり、8事業約3,500万円の事業費でソフト事業を実施しました。このソフト事業で借り入れた起債額については、財政の健全化を図るため同額基金への積み立てを計画しています。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、平成11年度52人いた職員が、平成17・18年度には42人、平成19年度に副村長・教育長の職員からの登用で2名が減員され、平成11年度に対比し、12名が純減され40名となっています。また、平成20年度末では1名が退職し、平成21年度

は新規採用を1名行いました。今後は、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討し、当面は平成21年度に実施した行政評価の結果により現在の定員40名とし、今後、権限委譲により事務量が増えた場合等、国の動向を見定めながら再検討します。また、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとるため、新規職員の採用を考慮していきます。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成18年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を8級制から6級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給停止年齢は、55歳以上昇給停止となっていました。この改正では、55歳以上昇給抑制ということになりました。しかし、改正前の状況と比較し、現在の職員は、事実上47歳以上で昇給しない結果となります。

平成22年度の国の人事院勧告により、40歳代以上の月例給平均0.1%の引き下げに加え課長クラスの月例給1.5%引き下げました。また、期末勤勉手当の0.2月分引き下げを行いました。

イ 村づくり推進室の活動

平成18年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

また、第5次総合計画で計画した、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策について調査研究し事業推進を行います。

すべての事務事業について、毎年度評価・見直しを行い選択、効果的に事業を実施し、行政経費の削減合理化を図っていきます。

平成22年度においては、空き家バンク制度を立ち上げ、約20軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。また、事業評価については、15事業の評価を行いました。この評価結果について議会で協議し村長に対し、提言書の提出がありました。今後は評価の結果及び議会からの提言を考慮し、事務事業に反映していくよう計画しています。

ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を100%引き出すため研修センター等の研修機会を活用し、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成22年度に試行しました。今年度からは本格導入と評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人等も含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

平成13年度より行政改革を行い、次の表のように人件費で1億2千3百万円、物件費で経常的経費で4千百万円（平成18年度には電算の更新が4千万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成20年3月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機等の賃借契約について、さらに委託料の削減を図ります。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成19年度より実施した行政評価の内容を拡充し、全事務事業の行政評価を今年度までに行い、住民が必要とする事業を見定めていきます。

なお、平成20年度からは、経済対策交付金が国から継続的に措置されており、交付金事業の実施から事業費が増額されています。今後も、必要な事業を見定め実施していくこととします。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その 他
12	45,636	27,995	3,955	771	139	9,970	1,119	368	7,233	4,440
	(▲2,022)	(▲2,587)	(▲66)	(▲231)	(▲17)	(▲886)	(▲171)	(▲593)	(▲241)	(▲382)
13	44,506	27,532	3,585	690	151	9,441	1,153	542	7,871	4,099
	(▲1,130)	(▲463)	(▲370)	(▲81)	(+12)	(▲529)	(+34)	(+174)	(+638)	(▲341)
14	44,142	26,639	3,442	688	138	9,086	1,046	703	7,735	3,801
	(▲364)	(▲893)	(▲143)	(▲2)	(▲13)	(▲355)	(▲107)	(+161)	(▲136)	(▲298)
15	42,042	27,155	2,845	503	106	7,540	1,239	665	10,680	3,577
	(▲2,100)	(+516)	(+597)	(▲185)	(▲32)	(▲1,546)	(+193)	(▲38)	(+2,945)	(▲224)
16	38,214	26,790	2,605	318	71	6,738	1,278	279	12,632	2,869
	(▲3,828)	(▲365)	(▲240)	(▲185)	(▲35)	(▲802)	(+39)	(▲386)	(+1,952)	(▲708)
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(+1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(+1,840)	(+3,640)	(+1)	(+34)	(▲12)	(+214)	(▲143)	(+104)	(+3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(+971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(+14)	(+278)	(▲67)	(+217)	(▲2,357)	(+285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(+1,249)	(+353)	(▲50)	(▲6)	(+386)	(▲10)	(+158)	(+293)	(+125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(+5,151)	(+874)	(+7)	(▲7)	(▲323)	(+270)	(+590)	(+3,994)	(▲254)

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・ICN（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災

行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

ICNの自主放送について、平成21年度よりデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。

平成19年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・ICN（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の内容の充実を図るため、平成21年度に情報モニターとして、7名の方を委嘱しました。

平成21年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成22年度においては、当施設をNTT東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、約250戸の家庭で加入していただき利用しています。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成16年度より入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成19年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成20年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では「生坂村地域公共交通協議会」を平成20年3月に立ち上げ、平成20年度に国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成21年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化と周回デマンドバスの導入などの実証運行を3年間行い、持続可能な運行システムの構築をめざしています。

今年度は、新たにやまなみ荘を起終点として、路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を図り、また夜8時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにする他、利用しやすい予約システムの稼働開始、免許返納者への福祉定期券の進呈、特に高齢者が利用しやすい「マイ時刻表」の作成などにより、利用促進を図っていきます。

ケ 消防団の組織

現在、3分団制8部で構成されており、団員の条例定数も155名として7年を経過した現在もその定数で活動しています。定数を減らさずに活動してきた事が評価され、消防庁長官の地域活動表彰を受賞しました。

平成21年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いっっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

コ 消防団の再編成

団員適齢者が年々減少し、155人の定数を満たすことも困難となりつつあるため、今後は本部の体制強化（役場職員の団員化）や分団の組織改革を行い、機能別分団・団員の構成の検討と、消防協力隊などとの連携により有事における初動体制の強化を図ってまいります。

また、各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、地域防災力の低下を防ぐため、平成21・22年度と宝くじ助成事業を活用し、自主防災倉庫並びに資機材を5区で整備しました。また、今年度には、4区を申請しており、自主防災会を設立した区は全て設置できる見込みであり、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成21年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。このハザードマップを自主防災組織等で活用し住民が危険場所を把握して、災害時に迅速な対応ができるよう推進していきます。

サ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や交通安全指導員、また、警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

平成22年度においては、松本国道事務所に強く要望し、国道19号の下生坂地区への歩道の設置、視界を妨げる支障木の伐採、カラー舗装工事等実施され危険箇所が解消されました。

また、児童・生徒に対する凶悪犯罪防止のための子ども安全の家の増加と高齢者、特に一人暮らしの高齢者の犯罪防止に関係機関や各種の団体と連携を図りながら住民の生命、財産を守るため、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。防犯灯は、平成22年度に各地区11箇所の防犯灯のLED化改修を行いました。今年度も引き続きLED化改修とともに電柱の更新も行っていきます。

シ 選挙（投票区の区域の設定）

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は2千人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、投票区を現在の5から3程度に減らしていく検討を行います。

◆住民部会◆

（1）村の収入・財源確保

ア 村 税

（単位：万円）

	22年度	23年度	比較	備考
個人住民税	5,581	5,352	△229	
法人住民税	688	645	△43	
固定資産税	8,890	9,240	350	
軽自動車税	552	559	7	
村たばこ税	269	234	△35	前年より減収と予想される
計	15,980	16,030	50	

※平成22年度は決算見込み（現年分のみ）

※平成23年度は当初予算（現年分のみ）

① 個人村民税

人口の減少や高齢化率の増加に伴い増収は望めません。また、経済状況の悪化による若い世代の滞納が懸念されます。

② 法人村民税

他市町村では、大手法人の業績悪化により大幅な減収が見込まれていますし、当村においても減収となっています。

③ 固定資産税

今年度は土地の評価替えの対象年度となっており、評価額の変動が見込まれます。

④ 軽自動車税

所有台数は軽乗用車が増加傾向にあるものの、今後大幅な増収を望むことはできません。

⑤ 村たばこ税

未成年者喫煙防止の成人識別カードが導入されましたが、あまり普及していないことや、既存の自動販売機を更新せずに撤去する小売業者も多くコンビニ等のある村外で購入する者が増えています。また、平成22年10月からのたばこの値上がりや禁煙者の増加により販売数の減少が進みさらに減収となることが見込まれます。

イ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税・国民健康保険税ともに97%を目標として、12月と5月を強調月間とし引き続き行っています。また、2ヶ月に1回程度、村職員全員で徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。

なお、県の個人県民税対策室と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続くよう、「いくさか大好き隊員」による高齢者の生活を見守る事業を行っています。また今年度より「かしわ荘」及び「はるかぜ」利用者において、介護者が一時的に介護等ができない場合、施設に緊急に宿泊できる緊急宿泊支援事業を取り組んでいきます。そうした生活に密着した様々な支援を図るとともに、介護保険制度の充実及び社会福祉協議会との連携により、様々な介護予防サービスの提供を行っています。

ア いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過していただけるような内容を考えていきます。

イ 養護老人ホーム運営事業

措置入所となる養護老人ホーム（温心寮）は松塩安筑老人福祉施設組合で運営されており現在1名が受入れされています。引き続き事業運営に参加していくとともに、入所要綱に沿った施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等していきます。

ウ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居は、一人暮らしや二人暮らしの高齢者が冬季間に利用することを重視し、夏場は自宅で農業等に従事することで、介護予防を兼ねながら活用します。

エ 一般高齢者事業 元気塾

一般高齢者を対象に 介護予防目的で行っている事業です。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防等の指導を継続します。

オ 特定高齢者事業 お達者教室

生活機能評価表の結果を基にスクリーニングされた方々を対象に、介護予防を実施しています。

個々の介護予防ケアプランに沿って、1人ひとりのプランを基に、運動、栄養、口腔、生活機能総合（認知、うつ、閉じこもり）の改善を図っています。

カ 配食サービス

高齢者、障がい者の自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ク 福祉有償運送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取り及び日常生活用品購入のための移送を行います。対象者は下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会の会員に登録した方です。

- ① 通院等に支障をきたし介護保険法で認定された方
- ② 障がい関係の手帳をお持ちの方
- ③ 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね 65 歳以上の方

ケ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

(3) 介護保険

平成 12 年に導入された介護保険制度は、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざしてきました。3 年ごとに見直しされる計画は平成 21 年度から第 4 期計画となりました。第 3 期計画策定においては、介護保険制度の大きな改正がありましたが、第 4 期においては特に目立った改正点はありません。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合い高齢者の自立を支援していきます。また村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」が開所しました。認知症の方またご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける体制を整えていきます。

第 4 期の介護保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に保険料を算出し、低所得者への対応、住民税課税層へのきめ細やかな対応を行い、次のように設定しました。

◎ 第 1 号被保険者の保険料の基準額（月額）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
3, 1 8 3 円	3, 2 3 1 円	3, 2 8 0 円

※ 平成 21 年度及び平成 22 年度は特例措置による。

ア 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担います。健康管理センター内に設置し、業務は下記のとおりです。なお、介護予防事業等、社会福祉協議会と連携し実施していきます。

○ 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援

○ 介護予防支援業務

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

(4) 障がい者福祉

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障がい者自立支援法に基づきそれぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。

- ・在宅支援事業
- ・施設支援事業
- ・日常生活用具及び更正医療の給付事業
- ・社会就労センターへの通所事業

(5) 児童福祉

ア 保育施策

園児数は減少傾向にありますが、保育のニーズに応える施策を進めていきます。

子育て支援として、一時預かりや体験保育、長時間保育（早朝・夕方）はもちろんですが平成 21 年度から異文化を子供達に伝えることを目的とした『イングリッシュランド』事業を年 15 回に増加し、保育内容の一層の充実を図っていきます。

また、『環境』をテーマにエコ活動を家庭と保育園で一緒に学習していく事により、物の大切さや環境活動への意識を幼児期から高めていく活動をさらに進めていきます。

イ 児童施策

平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、村でも、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画を策定し、少子化対策・母子保健事業関連の対策を推進してきました。今後さらに、前期計画を継承するため平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画

を策定し、出生から育児の支援対策を充実させ、各母子保健事業ならびに育児事業を推進していきます。

- ・要保護児童等対策協議会を設置し、児童虐待防止に向け地域の関係機関等の情報交換、適切な連携の下で対応していくこととします。（要保護児童等対策協議会は児童虐待の他、高齢者虐待、配偶者からの暴力防止についても対応いたします。）

- ・子育て支援相談への協力（教育委員会と連携を図る）

- ・今年度より「健やかに産み育む子育て支援事業」として、18歳までの子どものいる家庭（宇留賀区、古坂区を除く）の水道超過料金の半額支援と、3歳児クラス以上の保育料の半額支援を行います。

ウ 児童手当制度

平成22年4月から、児童手当に変わり子ども手当が支給されています。手当支給対象が、小学校6年終了から中学校卒業までに引き上げられ、所得制限がなくなりました。

（6）福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応し、障がい者の対象制限も緩和することで安心して生活できるよう維持します。

- ・県単福祉医療給付事業

- ・村単福祉医療給付事業（今年度より18歳までの医療費無料化）

（7）社会就労センター

景気低迷により企業からの受注が減少している現状であり、平成21年度から独自の作業を開拓しています。その作業として椎茸駒打ち作業やほし柿づくりのほか、村にある機械などを有効的に利用しながら、田舎らしさや安心安全な手づくりの味わいを生かした製品づくりをめざし検討していきます。

日本経済の先が見えないのが現実であり、企業も大変なのは事実ですが現在取引している企業との信頼関係を保ち仕事をいただけるように努力します。

(8) 保健医療

ア 健康づくり

母子保健の充実と健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を図り、各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、健康に生活する事で医療費の削減を図ります。

健康応援隊で、地域に運動指導士、保健師、管理栄養士が出向き、食生活改善推進協議会、健康推進員の協力を得ながら積極的な健康指導を行っています。

健康や医療に関する正しい情報の発信に努めます。その中でもジェネリック医薬品について啓発普及に努め、正しく理解し選択できるようにしていきます。

特に母子保健については、安心して妊娠できる環境と保健管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

・犀龍小太郎助成金

① 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

② 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

③ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種に対して助成します。

・妊婦歯科健診

・乳幼児健診及び教室と各種予防接種

・母と子の教室

・幼児眼科検診

・出産祝い金事業（出生時 20,000 円、小・中入学時各 10,000 円）

・各種がん検診、循環器健診

・健康教室及び個別健康教室

・健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

・高齢者インフルエンザ予防接種

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- ・ 村内内科医訪問診療
- ・ 遠隔医療の研究
- ・ 休日当番医（塩筑医師会）
- ・ 救急医療（総合病院及び広域消防）
- ・ 隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- ・ 隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- ・ 予防接種相互乗入れ制度の活用

（9）国民健康保険

医療費が年々増加傾向にありますが、原因の分析を行い医療費の抑制に努めていきます。特に保健師や看護師による訪問指導に力を入れ多受診の防止や、ジェネリック医薬品を正しく理解し選択できるよう啓発普及を行い、医療費の抑制に努めます。また、レセプト点検の際に糖尿病や高血圧などの生活習慣病につながるものをピックアップし、保健指導を積極的に行います。

平成 20 年度から始まった特定健診・特定保健指導は平成 24 年度までに特定健康受診率の目標を 65%、特定保健指導率の目標を 45%と定め受診率向上に努めます。健診受診率向上の一環として、平成 22 年度からの人間ドックの助成は日帰りを 25,000 円に増額し、1泊は 30,000 円として、多くの被保険者に受診の機会をつくります。

（10）国民健康保険税

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が導入されたことに伴い、保険税に支援費分の税率が新設され、税率は、所得割 1.7%・資産割 12.0%・均等割 6,000 円・平均割 5,500 円となり、国保税全体では 3.89%の引き上げとなっています。

また、財源は医療費分の所得割・資産割・均等割の税率を見直し、さらに低所得者の負担軽減に配慮し改定しました。今後は情勢を見ながら見直しが必要と思われます。

(11) 後期高齢者医療制度

後期高齢者の健康管理意識の啓発及び健康相談等を通して、事業を推進していきます。

また、制度加入時に保険料負担のなかった方や低所得者の負担が増えないように、制度修了まで軽減措置を行っていきます。

(12) 歯科診療所

今年度も、昨年に引き続き元気塾・健康応援隊と一緒に巡回診療を行います。通院に不便なため口腔疾患の診断、治療が遅れがちの方々を早期診断・早期治療につなげていきます。また、妊婦を対象にした検診や子供の口腔衛生意識の向上に努め、予防医療により利用者の増加を図ります。請求事務もコンピュータ導入により、効率化を図り正確なレセプトを提出できるようになりました。

(13) 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施しています。

また、平成 22 年度には、下生野横手と山清路で不法投棄防止ネットを設置しました。本年度以降についても、必要に応じてネットや看板を設置します。

一般家庭ゴミについては、分別収集を住民に徹底し、ゴミの減量化、再利用、再資源化に努めていきます。ゴミの減量化として、生ごみ処理機購入の補助を推進するとともに、やまなみ荘と村民会館に設置した大型生ごみ処理機を活用し、公共施設のさらなるごみの減量化を図っていきます。

(14) やまなみ荘

四季折々の料理の創作、職員の接遇改善、営業形態等の見直しにより、より一層のサービス向上に努めてきましたが、従業員がおもてなしの心を持って、お客様が安らぎを感じていただけるように努めます。

関係機関と連携をとりながら年間企画を立てた上で、福祉増進の場として、そしてまた、文化交流の場として親しまれ利用されるよう企画するほか、スポーツ施設を利用する団体の

誘致や、村の観光・都市交流の拠点としての活動にも取り組みます。

健康管理センターや社会福祉協議会とも共同で、高齢者に参加していただける村民の娯楽や趣味（カラオケなど）を披露する場を積極的に提供します。

スポーツパーク施設が拡充されるので、教育委員会や体育協会とも連携し、合宿及び各種スポーツ団体の交流などで利用促進に努めます。

また、農業体験ツアーなどに来られた方々に再び足を運んでいただけるよう、農業公社・観光協会とタイアップし、豆腐づくり、そば打ち・おやきづくり体験のほか、大城・京ヶ倉トレッキングツアーや、山清路金戸山百体観音巡礼などと宿泊をセットにした企画を提供していきます。

料理については、地元農家の安心・安全な食材を活用し、料理人が十分に腕をふるえる特長のある料理を提供していきます。

◆振興部会◆

（１）土木関係

ア 道路維持

各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

地域の住民と協働で実施する『おてんま』は、策定した要綱を基に県の元気づくり支援金等を申請して原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、1級1号線北平地籍の改良を平成22年度から5年間をかけ実施するとともに、地域と協議し計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 村道除雪

現在の除雪路線や除雪基準は当分の間、特別な事情がない限り現行どおりとします。

地区に貸し出している小型除雪機は地区との情報交換をし、効率的・有効的な活用が図れるよう努めます。

ウ 村営住宅建設

空室となっている住宅については村のHPに掲載するなどの入居募集をし、空室の無いように努めています。また、若者定住促進住宅の建設を行い村に定住を希望される方に、住宅を払い下げることが可能としました。

エ 治水・砂防

平成20年度には土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には自らが住んでいる場所の状況により非難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所への把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働により伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。

また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、「県の駆除運動」に合わせ一斉駆除の推進に努めます。

(2) 林務関係

ア 松くい虫防除事業

近隣市町村との連携を図りながら、現在進めている空中散布事業を継続し、国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから事業規模を縮小し、事業効果の見込まれる箇所を選定し実施していきます。

イ 森林整備

平成20年度より導入された「長野県森林づくり県民税」を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。また、森林の地域社会における役割の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や「森林の里親制度」に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品づくりに取り組み、竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンター等を活用し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。引き続き山菜園・きのご園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりをめざします。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供により施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を斡旋し、間伐材を利用した収入増を図り、組合員の活気と経営向上をめざします。

平成 19 年度に、県内で 3ヶ所目の「里山整備利用地域」に認定された地域を、高津屋森林公園管理組合が中心になって、里山を活用した様々な活動が展開できるよう支援します。

(3) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置を促進するため、補助事業の導入を継続します。また、将来人口の減少にともない総合的な管理体制の検討にも努めます。

(4) 簡易水道事業

ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらなる有収率の向上に努力し、平成 20・21 年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図りました。

今後も引き続き、老朽化した施設については、施設の状況や地域状況を考慮し、適正な時期に更新を図ります。また、今年度より地域からの要望がありました、公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図ります。

なお、国道 19 号の防災工事及び、県道大町麻績インター千曲線の山清路防災工事に着手します。この工事に伴い雲根地区、重・込地地区への簡易水道拡張事業について関係機関と調整を進めます。

(5) 商工振興

中小企業支援策として引き続き融資制度は進めています。

商工会設置補助については、池田町との連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を引き続き検討します。

地域資源を活用した地場産品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、生坂マル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、新設した住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

(6) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しながら経費の削減を図ります。また、公園施設の設置目的等も検討し、村内各種施設や集客効果をあげるため、上野巨峰園と高津屋森林公園を遊歩道とグリーンパークブリッジでつなぎ、資源の有効的な活用をめざします。

上野農村公園内の準備休憩施設について、関係機関と調整し用途替えを含め、今後の活用方法について研究していきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

イベントに求められる方向性を常に研究し住民が元気と活力を見出せるイベントとして、また村外への情報発信や集客を図るイベントとして、実行委員会でステージ内容の充実を図り実施していきます。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし誘客につなげるため、最低限必要な整備や効果的な手法を検討していきます。特に大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理等村民と確認しながら経済効果につながるよう進めています。

(7) 都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交

流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成20年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や季節の農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。

また、大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して、魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

(8) 農業振興

ア 担い手の育成

農業従事者の高齢化による担い手不足が課題であり、地域の農業を維持するために、集落営農組織の育成や、農作業受託、シルバーセンターによる労働力のサポート等で、高齢者農業を支援、多様な担い手の育成を推進します。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であることから引き続き行っていきます。係る経費については国や県の補助事業を積極的に導入し、村負担の軽減に努めます。

また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 地産地消

地産地消とともに高齢者の生きがい創出面からも、年間を通した野菜の栽培を推進し、米も含め保育園や小中学校への給食利用、移動販売、直売施設への出荷等総合的な供給システム作りを行います。また、減農薬、有機栽培の技術指導も併せて実施し、安心・安全な農作物の生産のための支援を進め、そうした生坂産農産物や農産加工品等の情報発信及び新規販売ルートの確立及び販路を拓げるため移動販売車を利用し活動します。

遊休農地解消に向け作物の作付けを奨励、高齢者の労力軽減を図るため、大豆やそばおよび麦の収穫作業を目的に、大豆・そば・麦専用のコンバインを利用し高齢農家の支援も併せて行います。

農工商の連携により6次産業化に向けた、農作物栽培や加工品の開発を農業公社・農協・農業改良普及所との連携を強化して行っていきます。また、この事業と並行し、農産物・加

工品等を販売する施設についても、建設場所及び規模等調査研究を進めます。

エ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているため、団地を囲む電気柵による獣害防止対策と、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラス等の有害鳥獣を猟友会の協力により、駆除やわなによる捕獲を行い農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1世帯または1団体につき補助率2分の1で、上限10万円の補助金を交付し、防除機具等設置事業の内容を拡充して実施します。

オ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に十分説明し適正な負担金を徴収します。

カ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

キ 農業活性化

高齢化や農業離れにより、農地、農業用水などの資源を守る地域の「つながり」が弱まっております。

そこで、かねてより行っている中山間地域直接支払事業を平成22年度以降も継続して導入し、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進します。また、平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策事業を今年度までの期限で実施して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した農業生産への取り組みを推進します。

ク 地域活性化事業

平成20年度は、受講生が学んだことをそれぞれの地域の皆さんに伝えていくことをめざし、「女・人^{ひと}輝きくらぶ」「おじさま倶楽部」の講座から特産品につながる活動にも取り組みました。平成21年度からはじめた生坂人発掘隊事業は、村の活性化のための活動グループを育成し、村の特産品作りや生きがいがいづくりにつなげ継続して活動の支援を行います。

ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営しており、利用料金の見直しを含め村民が利用しやすい環境を整えます。

(9) シルバーセンター

生坂シルバーセンターの運営に協力し、元気な高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、高齢化が進んでも各自の能力を生かし、活力ある地域社会づくりに努めます。運営には規模が小さいため、人件費に対する補助が必要ですが、受託契約を拡大することも必要になります。

◆教育部会◆

(1) 学校教育事業

児童・生徒の減少により小学校・中学校ともに小規模による様々な課題を抱えています。しかし、小規模校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めています。社会についても学び、社会的視野を広めるためにも広く交流ができる環境をつくりま

す。

生坂の自然や文化を大切にし、郷土を愛し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、新学習指導要領にのっとり一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

登下校を含めた学校生活を安心して送れるよう、学校と家庭や地域との連携を密にします。そのため、必要に応じ「学校運営協議会」の設置等を含めその方策について教育委員会において検討を進めていきます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが生坂村に生まれ育ち、愛着と誇りを持つことができる教育を推進していきます。

子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう教育関連施設の整備を進めてきました。今後も引き続き様々な検討を行ないながら、安心で安全な学校となるよう施設の充実に努めます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れない子ども、様々な障がいを持つ子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが安心して、楽しく学校生活をおくることができる環境を整える必要もあります。

小学校児童への支援策として、学級支援員（特別支援教育支援員）の配置を引き続き行うと同時に、子どもが安心して学校生活がおくれるようきめ細やかな対応を行うために配置している支援員（子どもサポート事業）も継続し、引き続き2名体制での支援に努めます。また、新たに中学生となった生徒が、環境に慣れ充実した学校生活を送れるよう平成21年度より配置している中学校への学級支援員による支援も引き続き行います。

また、小規模校ならではの取り組みとして、平成21年度より始まった小学校と中学校の教員の交流授業や、児童生徒の交流をさらに進めます。

また、高校に進学後も良好な学校生活を送れるよう授業環境の改善を図り、現在進めている応用学力の向上につながる「学び合いの授業」のように、お互いの能力を高め合える授業を取り入れていきます。

外国語指導助手（ALT）の配置を引き続き行い、中学校はもとより今年度より正式に始められる小学校高学年からの英語教育に対応するため、小学校での英語の授業でもALTとして授業支援を行うなど、小学校から外国語により多く触れる機会をつくります。

学校徴収金に対する保護者の負担軽減のためこれまでも実施されてきた村単独事業の各種経費への支援を引き続き実施します。

イ 子どもの安全確保

全国各地で子供たちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催、青色回転灯装着車等を利用し、子どもを守る安心の家の確認、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切であり、関係機関との連携を保つため定期的に会議を開催し情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どもを守るため、村民へも協力をいただけるよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

ウ 学校給食センターの運営

平成19年4月より業務を開始した学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食の提供を行っています。

特に、食に対する安全性が危惧されている中で、学校給食というその性質から考えても子どもたちには安全な給食を提供しなければなりません。残留農薬の問題はもちろん、食品添加物についてもできる限り少ない食材、食品を使用し、吟味した食材料を手作りによる調理

を進めます。また、そうした安全な給食の提供を進めるためにも、村内産農産物の一層の活用（地産地消）を図るとともに、給食を通して子供たちが食の大切さを学び身につけるための「食育」を推進するため、関係機関（小中学校、PTA、農業者団体、村振興課等）との連携に努めます。

施設の運営については、給食がもとになる食中毒等の事故の発生は絶対にあってはならないため、衛生管理を徹底し職員の健康管理にも十分注意を払うよう努めています。事故等には十分注意しながら調理にあたりますが、作業工程等の検証を行い施設経費の適正な使用に努めます。

エ 小学校校舎の改修

平成19年度に実施した地震補強・大規模改修工事により、校舎、体育館の耐震化と老朽箇所の改修が行われ、子どもたちが安心して勉強ができる環境を整備することができました。

しかし、校舎は建設から30年以上が経過したため、老朽化に伴う改修や補修を実施していますが、今後も改修方法、財政負担等十分検討し、その対応に努めます。

オ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる先生が増え、教職員の通勤時の負担軽減が図られ、児童生徒への様々な対応へ専念できることが一層期待できます。教職員住宅の建て替えを平成20年度に2棟4戸を実施しました。下水道への繋ぎ込みも3棟行い、教職員住宅の老朽化に対応しました。今後も建て替え、改修等必要に応じ検討を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

（2）社会教育事業

社会教育委員会、生涯学習推進委員会の各委員会の委員数については、その設置目的等を考慮し検討を行います。

（3）公民館事業

ア 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、主事等関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的なものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよ

う開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者(小中学校の先生を含め)に依頼をしてきており、平成22年度の教室の17教室中、8教室が村内関係者の講師となっています。村内にも様々な技術や知識をもっている方がおりますので、そうした方の発掘を行い登用を図ります。

イ 成人式

平成21年度までは村(教育委員会)が企画・運営全てを行ってきましたが、平成22年度に対象者へのアンケート調査を実施し、その結果を基に今後の実施方法を検討していきます。平成23年の式典にはご家族や一般の方にも参加していただくことができましたが、さらに、成人を迎える多くの方に参加してもらえらるような内容とし、成人者との関わりの深い方、村関係者大勢で祝う事のできる式としていきます。

ウ 村民運動会

平成17年度に各地区で検討していただいた結果を踏まえ、毎年の反省会をもとに、競技内容、運営方法等見直しを行いながら実施しています。

しかし、高齢化や参加者の減少、そうしたことに起因する役員の負担等も大きくなってきています。そうしたことも踏まえた上で、雨天中止ではなく延期をすることにより、年1回の村民の親睦の場として継続していくための方策の検討を進めます。

(4) 文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し地域をより理解し先人の文化を学び、住民の共有の財産とすることは非常に重要なことです。村では数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員により毎年村内一斉パトロールを実施し、現況を調査するとともに看板の設置を行うなど保護と保存活動に努めています。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきています。歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。村民の方から寄贈していただいた貴重な民俗資料の展示公開と健全な保全のための施設を国の地域間交流施設整備事業補助金を活用して旧北小学校跡地に建設し、名称を「山清路の郷 資料館」としました。イベントや講座・教室の開催や、施設外からも展示品を見学することができることなどから、交流の場として有効に活用をしていきます。

さらに平成 22 年度には、県の地域発元気づくり支援金事業を活用して、各地区にある文化財を後世に継承していくための説明板を木製標柱から金属板の説明板に取り替えを行い、村内の指定文化財をまとめた本を作成したことにより、今後も村内の文化財の保護と周知に努めていきます。また、すでに高齢化などにより文化財そのものの維持が課題となってきた地域もあるため、その実態を把握し文化財の保護・保全が図られるよう努めます。そして、文化財めぐりや歴史探訪などの教室の参加者が毎年多く、歴史や文化に対する関心の高さを知ることができます。これからもさらに文化意識の高揚を推進していきます。

(5) 保健体育事業

ア 体育協会委託料及び補助金

競技種目の変化、競技年齢層等の変化により一部の競技では競技人口が減少し、一方では新たな種目が増え、村外の大会に参加するなど活発な活動が行われているものもあります。大会主管料及び補助金について、平成 20 年度に体育協会と協議し見直しを行いました。村民の体育の向上が図られるよう引き続き必要な支援に努めます。

イ 青少年のスポーツ振興

野球、バレーボールをやりたい子どもはいるものの村内でチームを作れる状況になく、野球は近隣の市町村のチームと合同で練習を積み大会に参加しています。現在の環境や条件の下では、本人はもちろん家族、指導者の負担は非常に大きいため、負担軽減につながる支援に努めます。

ウ スポーツ系教室の実施

子どもから大人まで、誰もが楽しくできるよう社会教育委員や体育指導委員などで研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めます。また、中学校の部活動との連携もめざします。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営されてきています。社会福祉協議会にもボランティアの方が大勢活動をされ、行政運営の中でもボランティアの力が大きな役割を果たしてきています。ボランティア組織の

一本化も検討課題となっていますが、本施設運営に係わっていただいているボランティアにあっては、現在の活動状況等からみても施設にあった活動をしていただいていると同時に、そうした活動は、子育て支援にも結びついています。

平成 19 年度から放課後の児童に関する事業が改正され、福祉部局と連携し教育委員会が中心となり村が、効率的・総合的な放課後対策事業を進めています（放課後子どもプラン推進事業）。現在協力をいただいている方たちと一層連携し、様々な交流を通じて、子どもの安全で健やかな居場所としていきます。

平成 22 年 10 月から放課後学習支援員を置き、小・中学生を対象に放課後子ども教室、児童クラブにおける放課後、土曜日や長期休業中の学習支援を通し、児童・生徒の学習習慣の定着や学力向上に努めています。

本施設については、子どもが多く利用する施設であるので事故には十分配慮し、放課後子どもプランの事業推進内容に合った、責任ある施設運営が求められます。したがって、開館時間については、学童保育時間の延長希望、生涯学習施設の開館時間の要望等を的確に把握した上で判断し、それに見合った職員配置（時差出勤を含め）を行います。

イ 施設を利用した事業の実施

毎月村内にチラシを配布し、遊びや教室を通して児童の健全育成を図るとともに、教えたりお手伝いをしたり一緒に子供たちとふれあっていただける方の募集をし、地域ぐるみでいろいろな体験ができるよう計画しています。

放課後子どもプランを導入し事業を推進するために、今まで以上に村民にご協力いただけるよう情報を提供し、子どもたちがたくさんの経験ができるよう努めます。

併設している図書室は、施設開設当初から図書ボランティアの協力により、現在約 15,000 冊の蔵書を管理しています。今年度には図書管理システムを改め、司書を配置し専門的な蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行います。また、読み聞かせや図書室の利用案内を行い住民への広報にも力を入れていきます。

ウ ファミリースポーツパーク

スポーツパーク施設については、施設の老朽化が激しくなっています。幼児から高齢者まで楽しい時間が過ごすことができる施設とするための検討をしてきました。今年度中には、テニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラ

ブハウスの改修など施設をリニューアルし、やまなみ荘との連携を図り利用者の確保に努めます。

(7) 子育て支援事業

核家族化や様々な社会、環境などの変化などからもたらされる子育てへの不安等に対応するため、乳幼児から、児童、生徒にいたる総合的な子育て支援の相談窓口を児童館「たんぼぼ」に設置をしています。相談者のプライバシーの保護には十分留意し、関係機関（保育園、小中学校、健康管理センター等）との連携を図ります。

家庭での教育力を高めるための教室や、親子で楽しめる活動を行い、家庭教育の支援を進めます。

◆各部会連携事業◆

(1) 定住対策

各部会で連携し、現在の中村団地・公営住宅・村営住宅・空家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に、協調し参加する方に空き家を紹介する『空き家バンク制度』を平成 22 年度に立ち上げ、約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。

(2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強

平成 21 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」により、役場庁舎と村民会館の耐震診断を行いました。平成 22 年度の 4 月から 12 月にかけて、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金事業」により耐震補強及び改修工事を実施しました。この耐震補強工事により、震度 6 強の地震があっても、倒壊しない強度を保ち、災害対策本部の機能を維持することができます。

(3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の係長による横断的実践チームを設置しました。

今年度は村長、教育長を参与とし、委員長を村づくり推進室長に、副委員長を総務係長として、各所属の係長全員で組織し、事務局を村づくり推進室で行います。役割は、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係毎連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

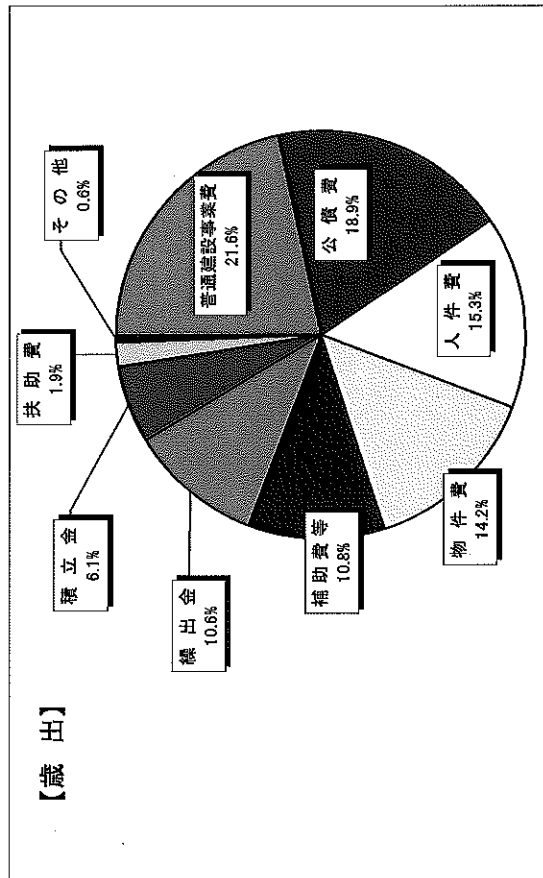
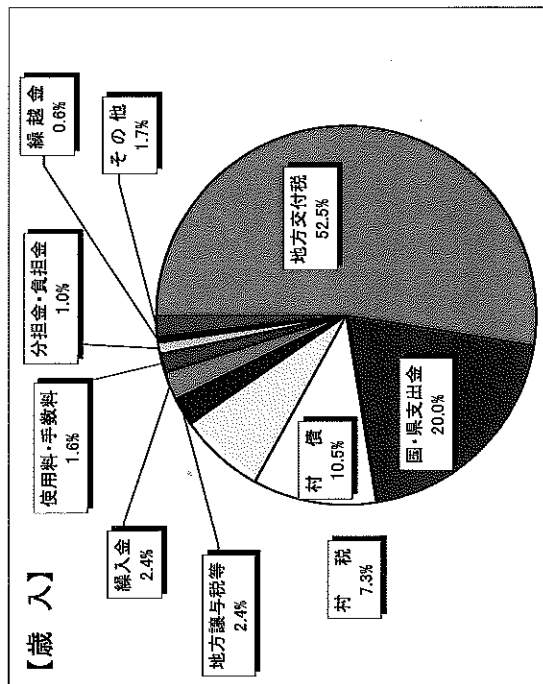
(4) 集落の活性化対策

平成 20 年度より実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、今年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員及び生坂大好き隊によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討を行っていきます。

7. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 21年度普通会計決算の状況 (※1)



歳入

項目(※2)	金額
地方交付税	11億9,994
国・県支出金	4億5,486
村債	2億4,065
村税	1億6,772
地方譲与税等	5,587
繰入金	5,380
使用料・手数料	3,712
分担金・負担金	2,179
繰越金	1,260
その他	3,994
計	22億8,429

歳出

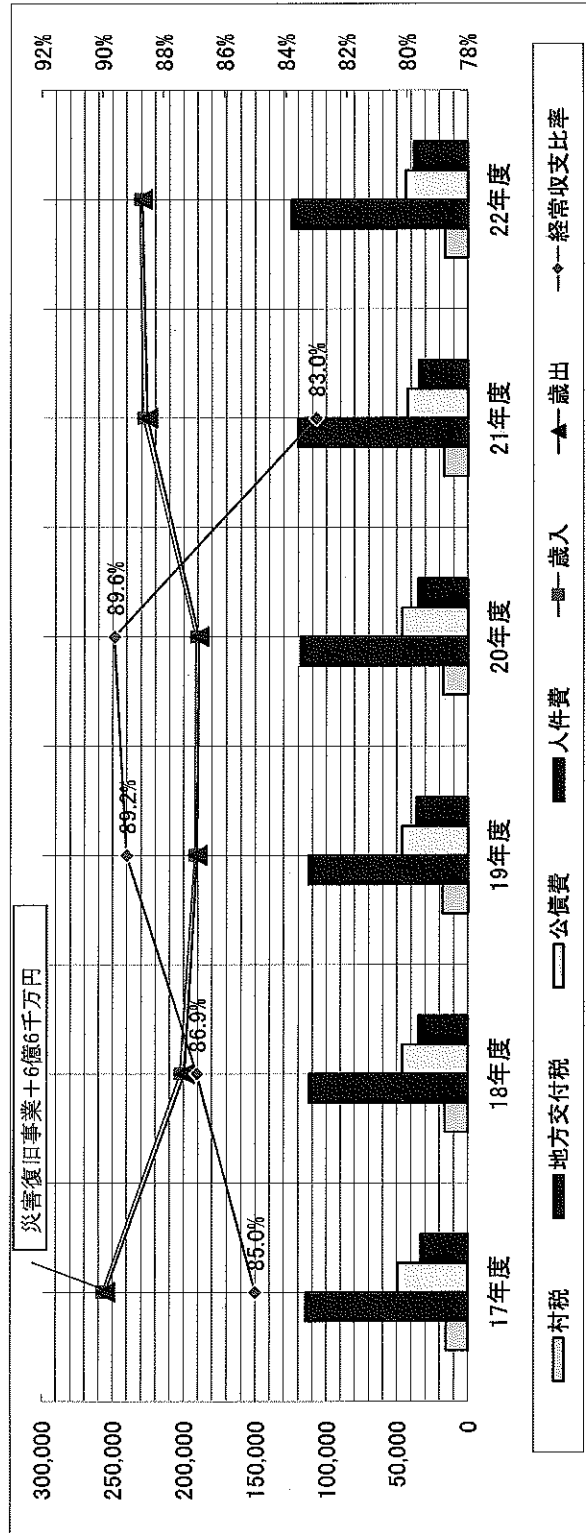
項目	性質別	金額	目的別
普通建設事業費	4億8,747	議会費	3,672
公債費	4億2,597	総務費	4億9,985
人件費	3億4,360	民生費	3億116
物件費	3億2,019	衛生費	1億5,697
補助費等	2億4,359	農林水産業費	4億9,208
繰出金	2億3,842	商工費	1,459
積立金	1億3,838	土木費	1億275
扶助費	4,213	消防費	6,660
災害復旧費	463	教育費	1億5,216
その他	910	公債費	4億2,597
		災害復旧費	463
計	22億5,348		22億5,348

(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成17年度～平成21年度、平成22年度（決算見込）】（単位：万円）

年度	歳入総額		村税		地方交付税		歳出総額		
	村税	地方交付税	村税	地方交付税	公債費	人件費	公債費	人件費	人件費
17	25億7,411	11億5,489	1億5,489	11億4,724	25億5,049	4億9,415	3億3,320	4億9,415	3億3,320
18	20億2,752	1億6,375	1億6,375	11億2,345	19億9,553	4億6,301	3億5,160	4億6,301	3億5,160
19	19億2,393	1億7,794	1億7,794	11億2,869	19億6,554	4億6,401	3億6,131	4億6,401	3億6,131
20	19億1,341	1億7,533	1億7,533	11億8,417	18億9,280	4億6,295	3億5,413	4億6,295	3億5,413
21	22億8,429	1億6,772	1億6,772	11億9,994	22億5,348	4億2,597	3億4,360	4億2,597	3億4,360
22（見込）	23億660	1億6,093	1億6,093	12億4,683	22億9,076	4億3,926	3億8,155	4億3,926	3億8,155



1. 「経常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の使途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

2. 普通会計における公債費では、17年度 4,456万円の繰上償還を実施しています。

21年度の普通会計の決算でもわかるように歳入のうち自主財源である村税は全体の1割を満たない状況となっており、当村は交付税依存による財政運営となっています。現在、村の大きな課題は、少子高齢化や人口の減少により、今後村の規模に応じて、国の交付税や交付金等が減収となることが見込まれるため、村の財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行っていくために、将来負担を考慮し、計画的に事業を進めていくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 平成23年度～平成27年度【5ヵ年】

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
村 税	1億5,638万円	1億5,473万円	1億5,384万円	1億5,297万円	1億5,211万円	
地方譲与税等	5,140万円	5,140万円	5,140万円	5,140万円	5,140万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特別交付金を含む。
地方交付税	11億5,600万円	11億4,000万円	10億9,800万円	10億5,600万円	9億9,600万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の取入見込額を計上。
小 計	13億6,378万円	13億4,613万円	13億 324万円	12億6,037万円	11億9,951万円	
分担金・負担金	1,411万円	53万円	53万円	53万円	53万円	
使用料・手数料	3,337万円	3,247万円	3,227万円	3,227万円	3,227万円	
国・県支出金	1億8,019万円	1億2,615万円	1億2,825万円	1億2,893万円	7,417万円	
繰 入 金	407万円	358万円	10万円	10万円	10万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
繰 越 金	1,237万円	530万円	530万円	530万円	530万円	
諸 収 入	1,868万円	1,667万円	1,886万円	1,626万円	1,846万円	
村 債	2億3,980万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	村債は、通称債及び臨時財政対策債を計上。
そ の 他	137万円	134万円	135万円	84万円	84万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。
計	18億6,774万円	17億1,717万円	16億7,490万円	16億2,960万円	15億1,618万円	

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
人 件 費	3億9,377万円	3億9,071万円	3億8,726万円	3億7,038万円	3億5,858万円	
扶 助 費	6,275万円	6,370万円	6,370万円	6,363万円	6,363万円	
公 債 費	4億2,790万円	3億8,471万円	3億7,780万円	3億4,983万円	3億 293万円	
小 計	8億8,442万円	8億3,912万円	8億2,876万円	7億8,384万円	7億2,514万円	
物 件 費	2億5,721万円	2億4,645万円	2億4,583万円	2億4,529万円	2億4,373万円	
補 助 費 等	2億6,478万円	2億5,935万円	2億5,160万円	2億4,682万円	2億4,885万円	
繰 出 金	1億2,657万円	1億2,751万円	1億1,730万円	1億1,730万円	1億1,930万円	
普通建設事業費	2億6,172万円	1億7,373万円	1億6,368万円	1億7,703万円	1億2,103万円	
そ の 他	4,020万円	3,739万円	3,739万円	3,739万円	3,739万円	その他は、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・奨励及び出資金・貸付金を計上。
計	18億3,490万円	16億8,355万円	16億4,456万円	16億 767万円	14億9,544万円	

差 引	3,284万円	3,362万円	3,034万円	2,193万円	2,074万円	
-----	---------	---------	---------	---------	---------	--

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
22年度末・基金残高(見込)	3億7,607万円	9,617万円	5億4,691万円	10億1,915万円
21年度末・基金残高	2億7,107万円	9,613万円	5億 643万円	8億7,363万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は今後、減収していくことが見込まれます。

また、歳出面では、構成比のうち大きい割合を占める「公債費」が減少していくため、決算規模も年々、縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	22年度 (実績)
実質公債費比率	16.5%
将来負担比率	83.4%
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—

(※1)「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2)目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

26年度 (目標値)
16.0%
90.0%
—
—

(※2)

31年度 (目標値)
14.0%
80.0%
—
—

早期健全化基準
25.0%
350.0%
15.0%
20.0%

【財政指標に関する用語の説明】

● 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。

● 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。

● 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。

● 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。

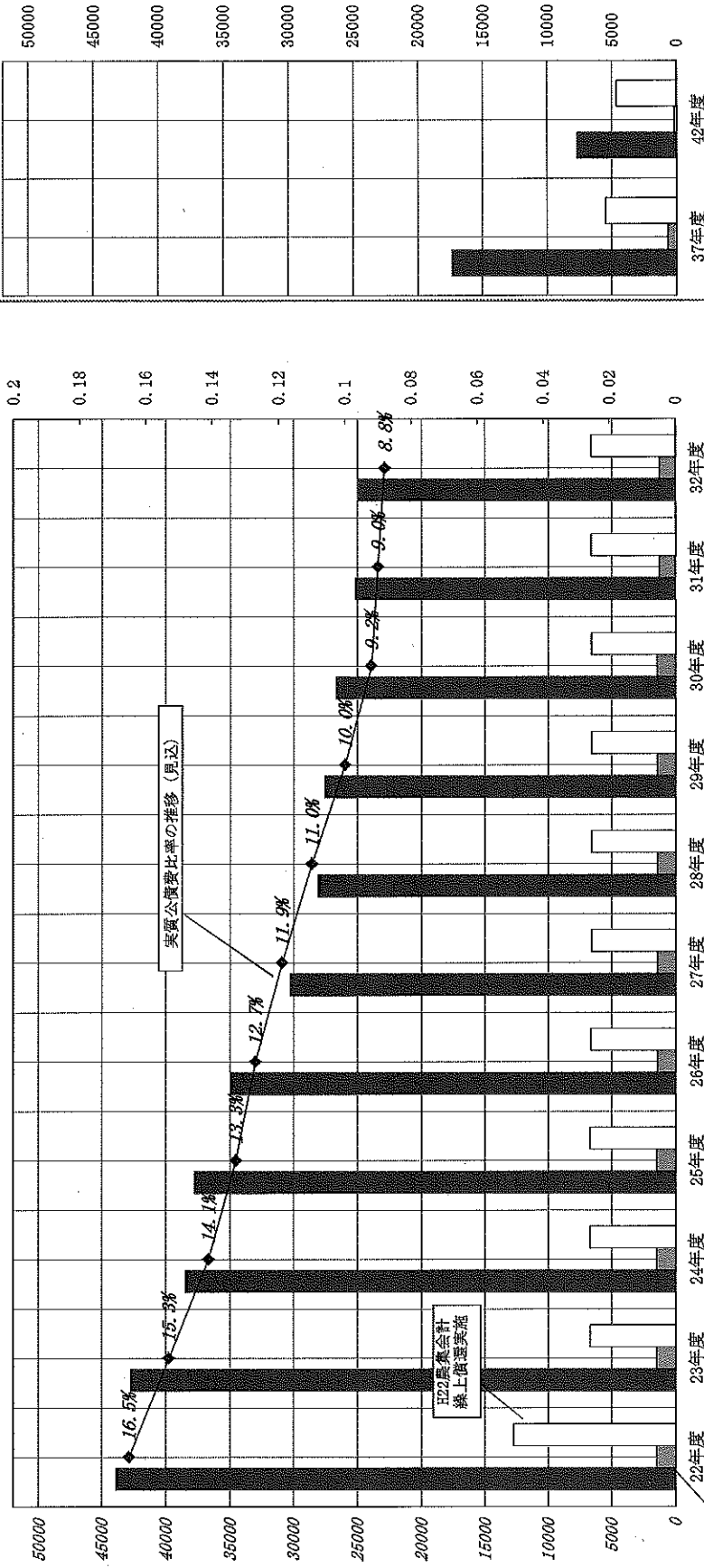
● 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【H22年度～H32年度・H37年度・H42年度】

■ 普通会計 □ 簡易水道事業 □ 農業集落排水事業

【単位：万円】



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。(比率の基準として、18%以上：地方債発行許可団体、25%以上：一般事業等の起債制限となります。)
2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。
(以降、過疎債は平成27年度以降は1億円、平成28年度以降は5千万円として見込み、毎年度借入するものとし、平成32年までの借入を想定しています。)
3. 「農業集落排水事業」では、平成22年度に5,856万円の繰上償還を実施しました。

会計 / 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
普通会計	4億3,926	4億2,790	3億8,471	3億7,780	3億4,983	3億293	2億8,133	2億7,594	2億6,667	2億5,159	2億5,008
簡易水道事業	1,490	1,490	1,490	1,490	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,273
農業集落排水事業	12,784	6,738	6,738	6,738	6,674	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631

(単位：万円)

	37年度	42年度
普通会計	7,323	7,689
簡易水道事業	686	187
農業集落排水事業	5,494	4,650

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。

各事業の評価予定及び評価結果

- 評価実施年度
- ◎ 評価を実施した結果、詳細を調査し再度評価を行うもの
- ☆ 評価を行った結果を実施していく年度

	事業	H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について
総務	1 村営バス 周回バス 特別会計	○ ◎	◎	◎	◎		28年度まで国交省の「地域公共交通活性化・再生総合事業」により実証運行し検討中です。
	2 区運営補助金	○ ☆					行政改革推進委員会の管申を考慮し20年度より区振興交付金として交付する。
	3 人間ドック補助金		○	○	☆		人間ドック受診により、効果的に事業主健康・特定健診ができる。また、補助率も25%と適当である。今後は、職員全員が健康保持のために受診できるよう推進していく必要がある。また、生坂村は国保の保険者であるため、職員自ら健康管理に努める。
	4 防犯灯設置補助金		○	○	◎		今年度100箇所のLED化の対応工事を実施する。来年度も温室効果ガス排出削減のため、良い補助事業があれば活用し、継続して実施予定である。新築の要望については、LED化にするため、20,000円から30,000円に引き上げる。
	5 若者コミュニケーションセンター管理委託料				○		大切に使用することと使用後に掃除を行うことの啓発を予約時及び張り紙で周知する。
	6 ホームページ管理委託料				○		情報公開の拡充に努めていくため、ライブカメラ等の対応に併せて、委託契約内容を明確にし、適正な契約の見直しを図ることとする。
	7 電算業務委託事業		○	☆			見積りの内容を適正に判断すると共に、職員の電算処理能力の向上に努める。また、電算システムの共同化についても研究を進める。
	8 無線施設維持 運営事業		○	○	☆		国の設備との連携性を考えながら研究していく共に、ICN、HPにより災害状況をリアルタイムに村民に伝えることのできるライブカメラの設置等を検討する。
	9 非常備消防費			○	◎		当面現状の団員数の確保と各分回で出動率の向上に努めていただくように協力を求める。
	10 消防設備費			○	◎		団員定数も当面現状維持であるので、施設についても現状を維持したい。しかし、今後も各部の団員数が減少した場合その都度検討が必要と考える。
	11 災害対策費			○	○	☆	想定外の災害や各地区の現状に対応するため、村内の各地区毎に、詳細な避難対策マニュアルを作成する。
	12 広報「いくさか」				○		シリーズものは必要であると考えため、編集委員会を設置し、村民が興味を持てるような内容の充実を図る。
	課	13 公債費償還計画(普通会計分)		○	☆		
14 交通災害共済				○	☆		未加入者の状況を調査し、加入者を増やす様、啓発等に努める。
15 CATV事業					○		自主放送の拡充に努め、村民が興味を持てるような内容の放送提供を行い加入者の促進を図る。
16 選挙関係事業					○		投票率に影響を与えないよう配慮し、投票所統合の可否を検討する。
17 人件費					○	☆	住民サービス維持のため、当面は現状通り(40名)とし、今後、権限移譲により事務量が増えた場合等、国の動向を見定めながら再検討する。
住民課	1 ごみ処理委託事業				○	☆	3R運動(リユース、リデュース、リサイクル)をより一層徹底するとともに、ゴミの減量化等についてICN等で啓発していく。
	2 糖高広域施設組合(クリーンセンター)				○	☆	今後の施設の改修等状況を適切に把握すると共に、最終処分場、中間処理施設の整備に当たっては、組合員として適切な協議を行う。
	3 安曇野野山広域環境施設組合				○	☆	施設運営は順調であり、人生の終焉の場として必要な事業である。
	4 国民年金受託事業に係る事業					○	国の動向により、効率のよい広報活動を行う。
	5 老人保健医療特別会計						後期高齢者医療特別会計に移行する。(経過措置で22年度まで存続)
	6 保育事業		○	☆			保育園運営に関する事業で、19年度に評価を実施し、現状運営を維持している。
	7 戸籍事務					○	戸籍に関する事務で、23年度に評価を行う。

事業	H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について	
住民基本台帳事務等					○	住民基本台帳、生基ネットワーク、外国人登録、公的個人認証に関する業務で、23年度に評価を実施する。	
福祉センター特別会計			○	☆	○	村民の福利厚生施設、都市住民との交流・観光の拠点施設として、お客様に更に喜ばれる施設にしていくと共に健全経営に努める。	
人権対策事業			○	☆		必要な事業であり、現状維持とする。	
社会就労センター運営事業				○		独自製品の開発は重要であり、作業員の工賃アップに努める。	
児童手当				○		事業制度の動向により。	
国民健康保険特別会計	○		○	☆	○	各種健康診の受診率向上、健康管理への多様なサポート等で病気の早期発見、早期治療をして、制度の健全な運営に努める。	
後期高齢者医療特別会計						今後の制度が不透明なため、制度の内容が分かるまで評価は行わない。	
福祉医療給付事業			○	☆		受給者にとって必要な事業であり、現状維持とする。	
社会福祉協議会補助金	☆	○	○	☆		福祉事業の中核として、村の関与は必要であるが、自主運営ができる様に指導する。	
通障地有償運送事業			○	☆		村バスとともに、交通弱者の交通施策として有効な事業であり、利便性も考慮に入れながら今後も推進していく。	
在宅介護支援センター運営委託事業		○	☆			法改正により廃止する。	
高齢者生活支援サービス委託事業		○	○	☆		対象者を介護保険認定者として移行していくよう努める。(事業は存続させる。)	
生きがい活動支援通所事業		○	○	○		介護予防だけでなく、楽しみとしても参加できるように催し・企画を検討し、また、新しい参加者が増加するよう啓発に努める。	
配食サービス委託事業		○	○	☆		週6食に増やすとともに、利用増を図るため、利用料について1食500円を400円に変更する。	
高齢者生活福祉センター運営委託事業		○	○	◎		入居料金について、国の基準に基づいて村で定めた費用を徴収しているため、現状継続と考える。また、高齢者生活福祉センターは補助対象施設であり、10年経過後に用途変更(H24年度)が可能であるので、ショートステイの受入体制等について23年度に検討する。	
養護老人ホーム運営事業				○		松塩安斎老人福祉施設組合規約により行っているため、現状継続とする。(参考として一部事務組合から松本広域連合に移せばどうかという意見がある。)	
身体・知的障害者支援費事業				○		国の制度により実施しているため現状継続とする。	
授産施設事務費扶助事業				○		20年度より事業廃止。	
高齢者にやさしい住宅改良補助事業				○		県の制度で行う事業のため現状継続とする。	
シルバー人材センター補助金				○		生坂シルバーセンターの運営補助金に関する事業で、23年度に評価を実施する。	
保育園児寄生虫尿検査委託事業				○		保育園児寄生虫及び尿検査委託に関する事業で、23年度に評価を実施する。	
幼児眼科検診委託事業		○	☆			委託内容については、調査の結果現状維持とし、事業についても必要性が高く継続する。	
妊婦乳幼児健康診断委託事業						国の動向によるため、評価を保留する。	
母と子の教室						○	幼児検診に伴うフォローアップ事業で、23年度に評価を実施する。
乳幼児検診事業						○	乳幼児の検診に関する事業で、23年度に評価を実施する。
出産祝金事業						○	出産した家庭に祝い金を送る事業で、23年度に評価を実施する。
乳幼児個別接種委託事業				○		国の制度の拡充として、子宮頸がんワクチンの助成に加えて、Hibワクチン、肺炎球菌ワクチンの助成が検討されていることから、国の動向等により子育て支援策として拡充とする。	
高齢者インフルエンザ予防接種				○		個人負担を22年度から2,000円から1,000円に軽減し、通障ソフト事業として対応し現状を継続していく。	
健康推進員活動事業						○	地域住民の健康管理の推進を図り、健康教室又は個別指導を行う事業で、23年度に評価を実施する。
各種検診委託料				○	☆	健康管理のために、各種検診の啓発活動の強化と受診料金の見直しを行う。	
食生活改善推進協議会補助事業				○		○	食生活改善推進協議会運営を補助する事業で、23年度に評価を実施する。
介護用品支給事業		○	☆			近隣市町村の現状を調査した結果現状維持とする。	

	事業	H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について
福祉	福祉委員の報酬		○	☆			行政改革推進委員会に諮り、近隣の状況を考慮し改正する。
	長寿会連合会運営補助事業等		○	○	☆		「いさか敬老の日」を村内全域対象に、村の事業でボランティアを募り実施する。
	福祉医療給付事業			○	☆		受給者にとつて必要な事業であり、現状維持が好ましい。
	1 道路維持			○	☆		今までどおり地区要望に応じて維持管理をし、「おてんま」でお願いでできるものは原材料支給を行っていく。
係	2 除雪事業					○	村道の除雪に関する事業で、23年度に評価を実施する。
	3 公営生宅事業			○	☆		人口減少の防止のため、老朽化した住宅は修繕を行い、部屋が有効利用されるよう努める。
	4 土木関係負担金					○	長野県道路整備同盟会及び各種同盟会員負担金で、23年度に評価を実施する。
	5 河川事業			○	☆		環境整備も必要であるが、防災の面から、築堤の嵩上げ要望のため、県管理分の国直轄化を要望していく。
振興	6 林道維持管理委託料			○	☆		森林整備が進んでいる状況から、林道の果たす役割が増してきているため重要である。
	7 松くい虫防除対策事業			○	☆		森林保全のため、近隣の市町村と調整し、今後も事業の拡充が必要。また、処理対応が早くできるよう、村内の建設業者も加え伐削処理を行う。
課	8 森林整備事業			○	☆		森林税を活用し、事業の拡充が必要である。
	9 高津屋森林公園施設管理及び運営		○	◎	☆		村直営運営とし、体験交流事業の施設として、他施設との連携を図りながら、利用者増に努める。
	10 治山事業					○	治山に関する事業で、23年度に評価を実施する。
	11 下水道事業		○	○	☆		これまでの委託料の実績を調査し、他業者の資料と比較し委託料の検討を行う。
建設	12 簡易水道事業		○	○	☆		水道施設を維持管理するために必要な業務であり、固定した人が管理することで、漏水等の異常事態の発生に早急に対応ができる。(20年度管理業務について入札実施済み)
	13 活性化センター維持		○	◎	☆		22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	14 水稻病害虫防除補助			○	☆		耕作放棄地を増やさないため継続する。
	15 農業公社運営補助			○	☆		農業公社が中核となり、村の基幹産業である農業を振興させ、村の経済の活性化に寄与するため必要である。
興	16 農業委員会					○	今後も現状の定数を維持し、農地の適正管理と農業振興の指導に努める。
	17 加工施設運営			○	○	☆	22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	18 農村公園			○	◎		イベントでの利用は行ってきしたが、巨峰の収穫時期は農家が個別に対応しているため施設の利用にはつながらなかった。施設の有効利用には他の方法を検討する必要がある。また、施設の用途増えについても検討する。
	19 産地づくり推進補助金			○	☆		補助金は村を経由せず、国から直接個人へ補助している。国の財源を利用している。今後画の制度状況により現状維持とする。
産	20 商節交流センター維持		○	◎	☆		22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	21 赤とんぼフェスティバル				○		現状のイベントの状況において一定の成果をあげているものと考え、今後更に村長が力を合わせてイベントを盛り上げていただくため拡充とする。
	22 商工会経営改善普及事業・指導事業					○	商工会に対しての補助金であり、23年度に評価を行う。
	1 公民館費		○	☆			補助金・分館長等手当てについて19年度に評価を行い、20年度より区振興交付金に移行する。
教育							
	2 各種大会(水馬マラソン、マレットゴルフ大会、村民ゴルフ大会)			○	◎		水馬マラソン、21年度は、最長コースの5kmマガモコースを廃止して実施した。参加者数は最も少なかった。減少が昨年だけでは最も少なかった。今年度は、他の事業や大会等と重ならないように時期を早め(9月12日(日))に開催したが、稲刈り、巨峰の収穫と重なり参加者が近年で最も少なかった。再度開催時期を検討して今後も実施していく。村民ゴルフ大会、現状維持とする。

	事業	H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について
教	3 村民運動会・村民総合スポーツ祭・東筑摩郡体育祭			○	☆		(村民運動会、村民総合スポーツ祭)種目を検討し、村民が楽しめる事業とする。(軽スポーツ)による若者参加者の増等。)
教	4 小学生教室(バレー・サッカー)				○		子どもたちの体育の向上や健全育成からも現状維持とするが、児童数の減少により近隣市町村のクラブへの紹介や合同のチーム編成なども行っていく。
教	5 スポーツ教室(ピンポン・ドッチボール・バトミントン)				○		ピンポン教室・ドッチボール・村民のニーズを反映させたスポーツ教室や村民の健康維持・増進のためのスポーツ教室などを検討し、B&G海洋センターの利用促進につなげていく。(村外の大会に参加できる種目の検討も行う。)バトミントン:中学校の部活にもある種目であり、体協でも行われているため現状を継続する。
教	6 プール行事			○	☆		参加者が増加するよう検討し、継続していく。
教	7 ソフトバレー		○	☆			施設の利用率を増やすためにも現状維持とする。
教	8 各種水泳教室			○	☆		参加者が増加するよう検討し、継続していく。
教	9 体験クルーズ及びセミナー			○	☆		現状どおり実施する。また、同趣実施事業の検討を要す。
教	10 公民館費報償費(成人式)			○	☆		他市町村の状況把握と、成人者にアンケートを取り、その結果により成人式の内容等検討し実施する。
教	11 高校通学関係補助金			○	☆		私学助成については、近隣市町村との調整等の状況を考慮しながら継続していく。バス通学補助については、高校の在学状況等年度の変動はあるが、保護者の負担軽減のため、現状を維持する。いずれも、国の動向を加味して検討をする。
教	12 学級支援員村費			○	☆		現状維持とする。
教	13 公立学校医報酬		○	☆			近隣の報酬額と比較して低額であるため、特別報酬等審議会に諮問して、改正する。
教	14 公民館費報償費			○	☆		手法については、教室(講座)で自主運営できるものは自主運営とし、要望に合った教室(講座)を取り入れ、事業については現状維持が好ましい。
教	15 給食施設運営事業				○		市場の適正価格を考慮して、地元の材料を仕入れるよう指導すると共に、更に地産地消に努め、安全・安心な給食の提供を行う。
教	16 教師用教科書・指導書(4年に1回改訂)				○		学校教育法、学習児童要領によるものであり、現状継続とする。
教	17 海洋センター施設整備事業			○	☆		改修必要箇所があれば、必要に応じてその都度実施していく。
教	18 スポーツバレー施設整備事業			○	◎		今年度改修事業は、教育委員会の素案をもとに若狭施設検討委員会を中心に協議し事業着手する。同時に周辺施設の検討も来年度実施に向けて検討を進める。
教	19 生涯学習施設図書購入費				○	☆	図書館より等の啓発により、ボランティアと協力して利用者の増加に努める。
教	20 文化財表示板設置				○	☆	修繕は必要であるため、元気づくり支援金等の補助事業を活用して計画的に修繕をしていく。
教	21 スクールバス運行委託			○	◎		23年度まで国交省の「地域公共交通活性化・再生総合事業」により実証運行し検討中です。
教	22 小学校児童用パソコン使用料					○	児童用パソコンリースに関する事業で、23年度に評価を実施する。
教	23 施設建物定期調査(3年に1回)				○	☆	法律に基づき検査であるが、検査費用については検討が必要である。
教	24 校舎窓ガラス清掃委託料(隔年)				○	☆	現状を維持する。
教	25 公立学校施設整備事業(大規模地蔵補強)		○	☆			地蔵補強(体育館)、大規模改修(ランチルーム)、教室床張替え、トイレ改修等に関する事業で、19年度に工事は完了した。
教	26 パソコン教室・普通教室・職員室のパソコン賃借料				○		情報教育の推進、校務の事務の効率化等を図るため現状を継続する。但し、リース契約時(5年)に新たな電子媒体を使用する授業形態、台数、使用ソフト等の検討見直しを行う。
教	27 新生児記念品事業				○	☆	現在、当事業は行っておらず、図書館の充実で対応していく。
教	28 外国青年招致事業				○	☆	小中学校が連携して、ALTにより小学生にも生きた英語を教えられるよう検討する。
教	29 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)				○		放課後の低学年児童の居場所づくりとして有効であり、更なる充実にも努め、補助も2/3あり現状を継続する。しかし、国の義務化の検討などの動向を注視し対応していく。
教	30 放課後子ども教室推進事業				○		様々な教室を通して多くの人(大人)運とかかわりを持つことができる。また2/3補助の事業であり現状を継続するが、学習支援員の活動状況を併せて注視し来年度に向け更に充実を図る。
教	31 児童館イベント事業				○		保護者を中心としたボランティアの皆さんによるイベントであり、子ども達の育成と村民の親睦も図れ、有効な事業であると考えられるため、適正な補助を行いつつ現状維持を継続する。
教	32 体育協会補助金及び委託料		○	◎	☆		委託料・補助金ともに協会との検討を進めながら現状維持とする。検討内容は委託料では、グラウンド管理分の内審については、算出根拠を明確にし、協会と調整しながら見直しを行う。また、補助金についても事業の実施状況を把握し、適正に交付する。